

四国森林管理局入札等監視委員会審議概要

(ホームページ掲載日：平成30年10月22日)

開催日及び場所		平成30年9月20日(木曜日) 四国森林管理局 1階会議室		
委員		齊藤 章 (公認会計士) 坂本 伸廣 (税理士) 中内 功 (弁護士)		
審議対象期間		平成30年4月1日～平成30年6月30日		
審議対象案件		205件 うち、1者応札案件 77件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件		
抽出案件		25件(抽出率12%) うち、1者応札案件10件 (抽出率13%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 (抽出率 0%)		
抽出案件内訳	工事	一般競争	6件 うち、1者応札案件 4件	
		指名競争	公募型指名競争	該当なし
			工事希望型競争	該当なし
			その他の指名競争	該当なし
		随意契約	件	
	業務	一般競争	2件 うち、1者応札案件 件	
		指名競争	公募型競争	該当なし
			簡易公募型競争	該当なし
			その他の指名競争	該当なし
		随意契約	公募型プロポーザル	該当なし
			簡易公募型プロポーザル	該当なし
			標準型プロポーザル	該当なし
			その他の随意契約	件
	物品・役務等	一般競争	12件 うち、1者応札案件 6件	
		指名競争	該当なし	
		随意契約(企画競争・公募)	1件	
		随意契約(その他)	4件	
	(特記事項) なし			

	意見・質問	回答等
委員らの意見 ・ 質問 それ に対 する 回 答 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回、抽出された治山・林道工事の応募者がいずれも1者となっているが、これはどういった要因によるものか。 ・ 工事の競争参加資格で「過去15年間の間に同種工事の元請けとして実績を有すること。」とあるが、この同種工事については森林管理局以外が発注した工事でもよいのか。 ・ 工事の競争参加資格で「過去3年間に工事の実績がある場合、当該工事に係る評定点の平均が65点以上であること。」また、コンサルタント業務では「過去2年間に業務の実績がある場合、当該業務に係る評定点の平均が60点以上であること。」とあるが、これはどういうことか。 ・ カラーデジタル複合機保守契約の契約内容はどのようなものになっているのか。 ・ 森林管理署庁舎敷賃貸借の契約において、予定価格と契約額に乖離が生じているが、予定価格の積算方法について検討することが必要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年度当初の発注で件数も多く、選択肢も多いということもあり競合がなかったものと想定される。 ・ 森林管理局発注以外の工事实績を有する者についても入札に参加できることとしており、その際は、証明書類等により工事实績の有無について確認を行っている。 また、造林・素材生産事業についても同様の取扱いとしている。 ・ 工事、コンサルタント業務で示されている点数については林野庁で定めた点数で、工事、コンサルタント業務が完了した後は、その成果物に対して点数を付けることになっており、工事は過去3年間の平均が65点以下、コンサルタント業務については過去2年間の平均が60点以下の場合は、入札に参加できないこととしている。 ・ モノクロ、カラー印刷毎に決められた契約単価に、毎月の使用枚数を乗じた金額を支払う契約となっており、そのなかには消耗品代や出張修理費等も含まれているが、詳細について再度確認したい。 ・ 署が所在する地域の貸土地の賃貸相場を調査して予定価格を積算しているが、詳細について再度確認したい。
	委員会による意見の具申又は勧告の内容 [これらに対し部局長が講じた措置]	特になし